

議会運営委員会会議録（要旨）

日 時	平成28年8月26日（金） 午前10時00分～午前11時32分	
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室	
出席者	議 員	委員長 加藤和男 副委員長 じんの和子 委 員 青山直道 大島令子 木村さゆり なかじま和代 吉田ひでき 議 長 伊藤祐司 副議長 岡崎つよし
	事務局	事務局長 局長補佐 専門員
欠席者	議 員	佐野尚人委員

1 あいさつ
議長

2 議題

(1) 平成28年第3回長久手市議会定例会議事日程について

ア 一般質問について

<説明：事務局>

- ・ 発言通告 代表質問6人、個人質問11人（議事日程（案）のとおり）

9月5日 代表質問6人、9月6日 個人質問6人、9月7日 個人質問5人
(委員長)・ 説明のと通りの日程でよいか。

<異議なし>

イ 決算審査意見書質疑通告について

<説明：事務局>

- ・ 発言通告 1人

(委員長)・ 説明内容について、意見はあるか。

<異議なし>

ウ 議事日程について（議事日程のとおり）

<説明：事務局>

(委員長)・ 議事日程について意見はあるか。

<異議なし>

エ その他

<説明：事務局>

- 請願・陳情の提出はなし

○ 議員派遣の結果について

- ・ 8月 4日 尾三11市議会議員合同研修会
- ・ 8月16日 南木曾町議会交流事業

上記2件について、閉会日の諸般の報告として報告書を議場配付とする。

○ 決算特別委員会

(委員長) 各会派の予定議員を報告してほしい。

会派名等	議員名
公明党	木村さゆり
市民ネット	じんの和子
創政クラブ	青山直道
長久手グローバルネット	なかじま和代、山田けんたろう
政策グループ ガイア	上田大
改革ながくて	加藤和男
無会派	林みすず

○ 説明員及び座席について

9月6日は岡崎つよし議員の一般質問の通告に会計課所管の質問があるため、岡崎議員の質問の時間に限り会計管理者が消防長の隣に着席する。

(委員長) ・ 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 平成28年第4回定例会の日程について

<説明：事務局>

- ・ 会期日程案のとおり（11月30日から12月21日までの22日間）

(委員長) ・ 日程案について意見はあるか。

<異議なし>

(3) 議会報告会について

(委員長) 議会報告会のチラシについて、前回議会運営委員会で11月号の議会だよりか広報に折り込むことに決まったが、議会だよりの紙面を大きくとって広報すればチラシは不要となると考える。何か意見はないか。

(委員) 広報の紙面で「イベントカレンダー」を活用し、11月5日の欄に議会報告会を記載し、「詳しくは議会だよりをご覧ください」という旨も記載してはどうか。

(委員長) 広報担当課に依頼すれば記載できるのではないか。

(委員) チラシをやめてA3サイズのポスターを作成し、10月頃に各公共施設に掲示を依頼してはどうか。

(委員) ポスターが可能ならチラシも併せて設置してはどうか。

(委員長) 作成するのであれば、ポスターはA3、チラシはA4サイズということによ

いか。

(委員) 議会だよりの紙面で広報するなら、チラシの折り込みは不要ではないか。

(委員) 議会だよりの紙面で広報するには、今回は常任委員会や決算特別委員会の記事でスペースがとられるため難しいのではないか。

(委員長) できるだけ議会報告会の記事スペースがとれるよう議会だより編集特別委員長へ依頼する。

(事務局) チラシやポスターについては、施設管理者に掲示を依頼することはできる。

(委員長) 広報へのチラシ折り込みはなしとし、議会だよりで広報する。また、ポスターとチラシを作成し、各公共施設へ掲示依頼する。作成枚数は今後検討し、各委員会でテーマを決定次第、作成にとりかかる。以上のようにしたいがよいか。

<異議なし>

(委員長) 前回議会運営委員会で手話とキッズスペースの話があった。キッズスペースは今年度予算措置がされていないため難しいが、手話通訳については、予算を流用して委託したいと思うが意見はあるか。

(委員) 本会議の傍聴の場合は、事前に要望があった時に準備しているが、今回はそうしないのか。

(委員長) 議会報告会の開催告知記事が掲載される議会だよりの発行は11月1日なので、それから要望を受けていては事前に準備することが難しい。まずは試行的にやってみて、今後改善が必要であれば変えていけばよいのではないか。

(議長) キッズスペースは、託児の専門家が必要であり、委託する予算もないことから、今回は見送ることとしたい。また、各委員会に分かれて意見交換をする際、茶菓子を用意したいと思うが、その費用は議員負担としたい。なお、意見交換時の手話通訳については、1つの委員会に集まっていたら、そこに手話通訳を配置することとしたい。

(委員長) 今の議長の提案に対して意見はあるか。

<異議なし>

(委員長) 司会その他の運営については、次回議会運営委員会で議論することとする。

(4) 議会運営委員会の視察について

(委員長) 日程や視察先の候補をいくつか絞っていたが、日程は10月24日と25日、視察先は岐阜県高山市と石川県加賀市とし、内容は「議会基本条例の運用について」としたい。前回議会運営委員会では視察先として滋賀県大津市を候補としていたが、年内は他市町の視察で予定が埋まっていることから、岐阜県高山市に候補を変更した。詳細は次回議論していくことでよいか。

<異議なし>

(5) 議員報酬について

ア 報酬審

(議長) 議員報酬を報酬審で審議してもらう上で、議会と執行部間の申し合せ案を作成した。議員報酬の額や期末手当の率まで提案するのは執行部の権限に踏み込むことになるので、ある程度は議会で検討するが、審議内容は事務局間で協議することとしてはどうか。今年度から運用を始めるには、平成29年第1回定例会に議案を提出するかどうかを9月末までに議論する必要があるため、次回議会運営委員会までに議会と執行部両者の合意事項として運用を開始したい。

また、前回議会運営委員会で委員から提案のあった報酬審委員の市民枠を増加してほしいという件について執行部に要望したところ、長久手市特別職報酬等審議会条例で委員は10人以内と定めており、長久手市付属機関等委員の公募基準で公募委員の割合を委員の数の30パーセント以内という規定に準拠しているため、委員の選任は執行部に一任してほしいとの回答であった。申し合せ案では、議会から委員の候補がある場合は、事務局間で協議することとした。

(委員長) 申し合せ案について、9月末までに議論することになると早急に決定しないといけないが、意見はあるか。

(議長) ルールが決まってない以上、今年度は議論を見送ってはどうか。今年度は議員報酬を変動するだけの要素が少ない。

(委員長) 今年度は議論を見送り、申し合せ案については次回議会運営委員会で議論するというのでよいか。

<異議なし>

イ 長期休暇

(事務局) 議員報酬や期末手当の減額について、その対象となる欠席の取扱いを、欠席した会議の回数とするか日数とするか。また、減額する割合と期間をどうするか。さらに刑事事件に関する規定を盛り込むか否か。他市町の条例の比較を表にまとめたので、それを参考に議論していただきたい。

(委員長) 今年度条例を制定するには、11月までに条例案を作成する必要がある。まずは条例案作成のために各項目について方針を議論していきたい。はじめに欠席の取扱いについて意見はあるか。

(委員) 豊山町のように欠席した会議の回数とするのが分かりやすいのではないか。

<ほか4委員からも同様の意見あり>

(副委員長) 日数とすると、その初日をいつにするかが課題となるので、本会議がよいのではないか。ただ、臨時会をどうするかという課題もある。

(委員長) 概ね欠席した会議の回数とする意見であった。次に、議員報酬と期末手当の減額割合と期間について意見はあるか。

(事務局) 豊山町は、会議を連続して2回欠席すると50%、4回欠席すると100%の減額となり、他市町と比べて厳しい規定となっている。

(委員) 100%減額の規定は厳しすぎるので、もう少し議論が必要ではないか。

(委員) 豊山町の規定は厳しすぎるので、豊山町の条例を参考に条例を作成すべきで

はないのではないか。

(委員) 他市町がどうしてその割合や期間にしたのかの理由をよく理解した上で具体的な数字を決めた方がよい。

(委員) 豊山町の条例は100%減額でもわかりやすく説明しやすいので、それに倣って条例を作成してよい。

(委員) 報酬の減額は構わないが、議員報酬には生活給も含まれており、議員活動を休業した場合にその保障がないという課題もあり、そういった意味では100%減額は厳しいと考える反面、議員活動をしていないので100%減額は妥当とも考えるため、もう少し議論が必要ではないか。

(委員) 民間企業だと雇用保険で所得補償があるが、議員は国民健康保険のため雇用保険に入れない。欠席していても失職しているわけではないので、100%減額ではなく、民間等でも配慮されている介護休暇や育児休暇等も考慮して議論していくのがよいのではないか。

(委員長) 今回は保留とする。次に、刑事事件に関する条項を条文に盛り込むかどうか意見はあるか。

(委員) 拘留されていても刑が確定しない。本人が有罪を認めている場合や、冤罪などにより無実の場合もあり、難しい問題である。

(事務局) 刑事事件が起きた場合、ほとんどの市町が、逮捕の場合は支給停止、刑が確定した場合は支給停止を継続、無実であった場合は日付を遡って報酬を全額支給することとしている。

(委員) 文言の内容は難しいが、刑事事件は本来あってはならないことである。刑事事件に関する項目は条文に明記した方がよいのではないか。

(委員) せっかく条例を作るなら条文に記載した方がよい。

(委員) 社会的制裁も受け、刑法や民法で罰せられるので、条例にまで記載しなくてもよいのではないか。

(委員長) 現状、本市議会議員が刑事事件で逮捕された場合、議員報酬はどうなるのか。

(事務局) 条例に規定がない限り、刑事事件が起こった場合でも議員報酬は全額支給される。

(委員長) 倫理条例もあるが、条例に明記しておけば議員自身の身を正すことができる。条例に明記されていない場合、その都度議会運営委員会で議論する必要があるが出てくる。

(委員) 公安調査庁が、破壊活動を行う団体に対して監視を行い取り締まっている。こうして国が動いてくれているので、地方議会においてそこまでの条文を明記するのは不要ではないか。

(議長) この規定は事件の内容もあるが、もし逮捕されて議会活動ができない場合に議員報酬を支給されるべきかどうかということが論点である。逮捕された場合は支給を停止し、無罪であれば遡って全額支給、有罪が確定すれば不支給とするもので、議会活動ができないのに全額支給されるのは市民感情としていかが

なものかということが議論の発端である。ただ、文言の整理がつかないということであれば、疾病等による欠席に関する規定のみ引き続き議論していけばよいが、今年度中の条例の制定を目指すなら11月までに内容を決める必要がある。

(委員) 日進市は逮捕や拘留による処分を受けた場合、日割りによる報酬一時差し止めを実施しており、日割り制はわかりやすくよいのではないか。

(委員長) 刑事事件に関する条文を明記する意見が多数のため、明記することとしてよいか。

<異議なし>

(委員長) これまでの議論をふまえ、今後条例案を議論していきたいが、いつまでに素案を完成する必要があるか。

(事務局) 平成29年第1回定例会に条例を提出する場合、今後法規審査等があることをふまえ、スケジュールを逆算すると、9月26日、11月16日、11月25日の3回の議会運営委員会で概ね条例の内容を決定する必要があるため、次回議会運営委員会までに素案ができている必要がある。

(委員) 次回議会運営委員会で条例の素案が資料として出てきて、減額の割合や刑事事件についての記載内容についてはその時に議論するということか。

(委員長) その通り。

(委員長) 方針は事務局の説明のとおりで、何とか年度内に制定を目指したいがよいか。

<異議なし>

次回は9月26日(月)午前10時
以上で議会運営委員会を終了する。